

別記様式第1号(第四関係)

タラダケセイブ キチク カッセイカケイカク
多良岳西部3期地区 活性化計画

長崎県

長崎県大村市

平成26年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	多良岳西部3期地区活性化計画		
都道府県名	長崎県	市町村名	大村市
地区名(※1)	多良岳西部3期地区	計画期間(※2)	平成26年度～平成30年度

目標 : (※3)

本地域における効率的かつ安定的な都市交流型農業経営を確立するために、農業用道路を整備し、営農および生活条件を改善することにより、定住化を促進する。
具体的には、本区域内の定住人口13,600人台を維持することを目指す。
なお、平成25年3月時点の住民基本台帳による本区域内定住人口は、13,607人である。

目標設定の考え方

地区の概要:

大村市は、長崎県本土のほぼ中央部に位置し、県内の2大都市である長崎市と佐世保市の中間にあり、東は多良山系により佐賀県と諫早市に接して、西は大村湾、北は東彼杵町、南は諫早市に接している。

本地域は、多良岳の西部に位置し、多良山系より郡川をはじめとした大小河川により肥沃な土が堆積した扇状地の市街地周辺の平坦地域をはじめとして、緩傾斜地帯に展開し、水田は河川地域に、普通畑、樹園地は丘陵地に形成されている。また市内に長崎空港や長崎自動車道(大村IC)を要するため、特に流通に優れた地域である。

本地区においても、平坦地では、稲作を主体に露地野菜やイチゴ、トマト、きゅうりなどの施設園芸が盛んであり、丘陵地では、みかん、ナシ、ブドウ、カーネーション、アスパラガス、葉タバコなど多品目が栽培されていて、全国に知られるブランドに成長している。

また、酪農、養豚、養鶏も行われ、肉用牛の飼育・繁殖も経営されており、農畜産物の生産団地が形成されている。

大村市グリーンツーリズム推進協議会による農業塾が年間を通して行われており、協議会を中心にして周辺の集落でイチゴ、なし等の収穫体験や田植え、稲刈り等の農業体験の実施により、交流人口も増加している。

現状と課題

本地域では、長崎県本土の中央部で空港等を要す地域高速交通の拠点という立地を生かし、施設園芸を主体とした都市交流型農業を展開している。

しかし、本地域の基幹となる農道が、社会経済情勢の変化に伴う自動車交通量の増大、大型化によって損傷が著しく、農畜産物輸送時に荷痛みが発生したり、農業体験者等の歩行者に対しての影響が危惧されるなど、農産物生産活動、農産物流通、地域間交流の促進に支障をきたしている状況である。

また、農林業センサスによる調査では、平成17年から平成22年にかけて、販売農家戸数で34戸減少するなど、本地域内の農林業が抱える問題が深刻化しており、これらの問題に対応するために、定住を推進するための事業が必要不可欠である。

今後の展開方向等(※4)

今後は、農道の環境整備により、営農労力の節減及び生産効果を高め、効率的かつ安定的な都市交流型農業経営を促進するとともに、集落居住者及び農業体験者等が安全に通行できる歩道を整備し、住みやすい住環境の確保と地域間交流の促進を図ることで、本地区内の定住化を促進する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大村市	多良岳西部3期地区	基盤整備(土地改良施設保全)	大村市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

多良岳西部3期地区(長崎県大村市)	区域面積(※2)	4,150ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 当該地域の区域面積4,150haのうち農林地面積は3,918haで94%を占め、当該地域内の全就業人口(6,430人)に対する農林漁業従事者(702人)の割合は11%である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 当該区域の販売農家戸数(耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家数)は563戸(H17)から529戸(H22)へ減少している。 また、農林業従事者の高齢化、後継者不足が深刻化するなど、健全な農畜産物生産活動に支障をきたしており、農村の活性化のためには、定住を推進するための事業が必要不可欠である。 当該区域は、大村市農村環境計画(H16)に交流型農業エリア及び農業生産エリアとして位置付けされている。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 当該区域内には、市街地との交通結節部において住宅地が点在するが、市街地を形成している区域については、除外している。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

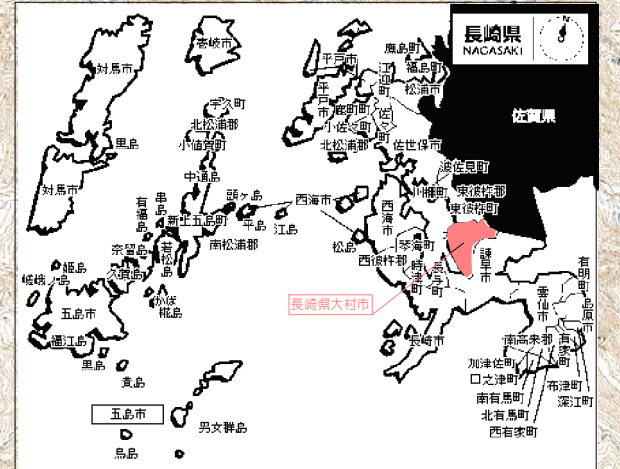
5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画終了年度の翌年に、住民基本台帳のデータを用いて、定住状況を把握し検証する。

多良岳西部 3 期地区活性化計画 区域図



基幹農道
土地改良施設保全

歩道設置工
L=1,080m

交差点改良

交差点改良

活性化計画区域 (多良岳西部 3 期地区)
区域面積 4,150h a

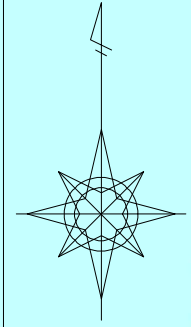
舗装補修工
L=1,000m

国道 34 号

長崎自動車道

凡例	
	活性化計画区域
	計画路線
	国道・高速道路
	受益エリア
	除外地域

1:50,000



大村湾

大村市

大村市

大村市

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
オムラシ	平成26年度～平成30年度
大村市(代表)	
ナガサキケン 長崎県	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
大村市役所都市整備部道路課	0957-53-4111(内線424)	0957-54-9595	douro@city.omura.lg.jp
長崎県農林部農村整備課	095-824-1111	095-895-2594	s07040@pref.nagasaki.lg.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	754ha	計画区域内における農業用排水施設等の機能の確保面積(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により 条件整備され機能が確保された農地の面積(ha) = 754ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 条件整備され機能が確保された農地の面積は、本事業により営農労力の節減及び生産効果の向上が図られ、効率的かつ安定的な都市交流型農業経営に適した営農条件に改善される農地として、活性化区域内を通る対象農道を利用して作付けされている農用地面積を設定している。 また、事業内容が土地改良施設保全であるため、現状の農用地面積を維持することを目標としている。 なお、本区域内の農用地面積は、平成25年3月時点の農地・農家基本台帳により算出した。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

(別添)

融資主体型支援助成対象者調書

多良岳西部3期地区活性化計画(長崎県大村市)

NO	助成対象者名	住 所	代表者名

1 助成対象者の概要

<input type="checkbox"/> 1 農林漁業者等の組織する団体 <input type="checkbox"/> ① 農業生産法人 <input type="checkbox"/> ② 農事組合法人 <input type="checkbox"/> ③ その他 <input type="checkbox"/> 2 参入法人

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。

2 整備内容等

NO	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

3 資金調達計画

NO	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資率 (%) C/A	担 保 措置の 有 無	備 考 (助成限度率等)
		助 成 金 B	融 資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融 資 ①	融 資 ②
金 融 機 関 名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与支援の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与支援の活用を希望しない	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与支援の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
1 生産製造連携事業計画優先枠			

計画主体名	長崎県及び大村市		
計画期間	H26～H30	総事業費（交付金）	250,000千円（125,000千円）
実施期間	H26～H30		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本事業導入により本地区の定住を確保し、活性化を図るものである。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第4次大村市総合計画及び大村市農村環境計画と整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	地域住民、関係農業機関等の要望に基づき計画している。また地元住民等への事業説明時に女性も参加している。
事業の推進体制は確立されているか	○	地元自治会役員、行政委員及び市で調整を図り推進体制を確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	本地区内で都市交流型農業を展開していく上で、重要な要因となる基幹農道の環境整備が必要であり、営農労力の節減及び生産効果を高め、効率的かつ安定的な都市交流型農業経営に適した農地へ条件が整備されることで、定住等の促進が図られる。
計画期間・実施期間は適切か	○	5年以内である。（H26～H30）基盤整備等の実施により最長の5年を設定している。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	1/2以内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでない
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	交付対象は土地改良施設（農道）であり、耐用年数は5年を超えるものである。 アスファルト舗装 10年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	—	
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	—	
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	—	
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	実施要綱、実施要領に定める要件を満たしている。 ① 事業内容：土地改良施設保全 受益面積754ha(5ha以上)
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない、また目的外使用のおそれがない。
施設等の利活用の見通し等は適正か	○	以下のとおり適正である。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設等の規模や設置場所は、必要最小限として検討している。

か		
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	
事業費積算等は適正か	○	以下のとおり適正である。
過大な積算としていないか	○	土地改良工事積算基準により適切な工事費を算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	計画に先立ち、現地調査（交通量調査、歩行者経路調査、路面性状自動測定調査等）を実施し、整備箇所の検証を行っており、必要最小限の施工にとどめている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	農林漁業者の利便性等、向上が図られ適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	農道法面等、極力既存の敷地内での計画を行っており、用地の確保については必要最小限で計画を行い、地元関係者への内諾は得ている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—	
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施	—	

設であるか		
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	地元負担は徴収せず市が負担することになっているため資金計画は問題ない。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	一般競争入札である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	以下のとおり適正である。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	維持管理計画に基づき、大村市において適正な維持管理を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。